

～ ドローンを巡る情勢・規制等について ～

情 勢

近年のドローンの技術的進歩はめざましく、各種インフラの点検や山間部への物資輸送等、行政サービスや民間事業等における更なる利活用が見込まれている一方で、悪意ある者がドローンを悪用し、違法行為を敢行する事案が発生しています。



警察ではドローンの更なる普及や性能の向上を見据え、必要な資機材の整備、各種訓練の実施等によりドローンを悪用したテロ等への対処能力向上に努めています。

今回はドローンの飛行を規制する主な法律について紹介させていただきます。

規制関係

○ 航空法

飛行禁止区域や飛行禁止方法等、ドローンを飛行させるための基本ルールが定められています。

詳しくは、国土交通省が設置している「**無人航空機ヘルプデスク**」(※1)へ問い合わせいただくか、同省のホームページ内「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」(※2)をご確認ください。

○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

重要施設の周辺地域(周囲おおむね300メートル)の上空においてドローンを飛行させる場合、管轄警察署を通じて飛行開始48時間前までに兵庫県公安委員会へ通報を行う必要があります。

詳しくは、兵庫県警察のホームページ内「小型無人機等飛行禁止法関係」(※3)をご確認いただき、重要施設の管轄警察署へお問い合わせください。

なお、「警察行政手続きサイト」(※4)から、オンラインによる通報も可能です。

○ その他

道路交通法、電波法及び都市条例等の関係法規により規制される場合があります。

※1 **ドローンの飛行ルール、国土交通大臣の許可・承認等の申請方法等**

「**無人航空機ヘルプデスク**」 050-5445-4451 受付時間:平日9:00～17:00

※2 https://www.milt.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

※3 <https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/tetuduki/drone/index.html>

※4 <https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0100.html>



ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE

通報等

敷地内を無断飛行するなど、不審なドローンを目撃した時は、警察への通報にご協力をお願いします。



テロを許さない社会の実現／官民連携のテロ対応

作成：兵庫県警察本部警備部警備課